

第1回高松市子ども・子育て支援会議 事前に提出いただいた御意見等

【議題1について】

No.	御意見・御質問等	回 答
1	<p>資料1-1 12 p 事業No. 65 不登校対策事業について</p> <p>不登校の生徒を登校できるようにする、ということが前提で事業が進められているが、無理して登校することでの不安定さや自殺等につながるケースもあることから、不登校児を必ず「登校することが是」とするだけでなく、今後さらなるフレンドシップ事業や不登校を考える会等への働きかけで学校以外の居場所づくりについても考えていただきたい。</p>	<p>学校復帰を一つの目標とはしておりますが、最終的な目的は社会的自立においており、無理やり登校させるような指導は考えておりません。 多様な学びの場を保障するために、ICTを活用した学習システムの提供や適応指導教室の拡充に取り組んでおります。</p>
2	<p>資料1-1 13 p 事業No. 73 水産教室事業について</p> <p>評価の理由が「実施していないため」のみであり評価1であるが、実施していない理由を書かないと意味がない。やる気がないように取られる。担当課の意向を聞きたい。</p>	<p>協力団体の人員確保が困難となり、運営員の確保ができなかったため平成29年度は、実施できませんでした。平成30年度からは、少数の運営員で実施できるよう内容等を変更して実施しております。</p>
3	<p>資料1-1 17 p 事業No. 93 ふれあい交流事業について</p> <p>実施中学校数は増加傾向であるが、市内の中学生でふれあい授業を受けられる生徒と受けられない生徒があることは、依然、変わっていない。 全ての中学生が赤ちゃんと触れ合う体験ができることは、中学生の人生においても重要なことと考えるが、主管が子育て支援課のみであるが、教育委員会のさらなる積極的コミットを求めたいが、いかがか。</p>	<p>当該事業につきましては、中学生が乳幼児やその保護者と交流し、直接触れ合うことで、命の尊さや親子の愛情の深さ、家庭の大切さなどを学び、次代の親として子育てに自覚と自信を持つことにつなげるために実施しております。このような意義や実施に際しての詳細につきましては、引き続き学校現場との情報共有に努めるとともに、受託団体数を増やすなど実施体制の整備を図ってまいります。 また、教育委員会としましても、事業の意義を認識しており、学校の実情に応じて、家庭科、総合的な学習の時間等を活用して、体験を行っております。今後も管理職研修会等で、当事業を紹介してまいります。</p>
4	<p>資料1-1 29 p 事業No. 172 地域子育て支援拠点について</p> <p>評価が5であるが拠点利用をしていない家庭もまだ多いと思う。必要だが利用できていない人がいるのではないかとと思うが、基準となっている評価の指標について教えてほしい。</p>	<p>評価指標としましては、利用ニーズに対応可能な拠点のか所数を想定しており、現状として、国の「子ども・子育てビジョン」の数値目標（中学校区に1つ＝23か所）を上回る31か所を確保できているため、評価を「5」としたものでございます。 ただし、利用希望があるにも関わらず利用に至らないケースがあることも予想されますので、今後、更なる利用を促すため、周知啓発に努めてまいりたいと存じます。</p>
5	<p>資料1-1 40 p 事業No. 235 放課後児童クラブ事業について</p> <p>評価が4であるが、まだ待機の人もあると思う。評価の基準について教えてほしい。</p>	<p>放課後児童健全育成事業については、平成30年3月に「高松市子ども・子育て支援推進計画」における量の見込みと確保方策の見直しを行い、この中で平成29年度単年度の確保量（入会児童数）の増につきましても、見直し前の142人を、見直し後では261人に増やしたところです。 これに対し、実績では、施設整備などの受け皿の確保により、計画を上回る316人の入会児童数の増が図れ、また、待機児童数も、基準日である平成30年5月1日現在、計画の289人に対し、ほぼ同数の286人となったことから、当該年度の評価点を4点としたところです。 当初計画を上回る需要により、なお、多くの待機児童が生じておりますことにつきましても、見直し後の計画に基づき、小学校の余裕教室の利用や専用教室の整備、民間放課後児童クラブの整備促進などにより、その解消を図ってまいりたいと存じます。</p>

6	<p>放課後児童クラブについて</p> <p>平成27年度新制度施行後、放課後児童クラブの設備及び運営の基準を「国が省令で基準を定め市町村で条例を制定すること」となっている。</p> <p>高松市の場合、「高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月26日、その後26年9.29に改正）の最後、附則に「2 当分の間、この条例の施行の際、現に実施されている放課後児童健全育成児童～を読み替えて同令に規定する基準をもってその基準とする。」という形で附則（つけたし）になったままである。</p> <p>厚生労働省では「当分の間」とは新制度移行後5年以内、と考えているという事を聞いている。「高松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定をする予定はあるのか聞きたい。</p> <p>※放課後の子どもの居場所について、丁寧に議論するきっかけのためにも是非制定していただきたい（隣県松山市なども実施済）。</p>	<p>児童福祉法において、放課後児童健全育成事業に関し市町村が定めることとされている「施設及び運営に関する基準」については、本市では、社会福祉施設等の施設及び運営に関する基準を定めた「高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」を一部改正し、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」をもって市の基準とすると定めております。</p> <p>御質問の放課後児童健全育成事業に係る附則の「当分の間」に関しましては、条例改正日（平成26年9月）時点で、本市において児童数が40人を超える支援の単位（教室）がございましたことから、国の基準に規定しております1支援単位の児童数「おおむね40人以下」を、本市では、当分の間「おおむね70人以下」としたものです。</p> <p>このようなことから、新たに条例を制定する考えはございませんが、放課後児童クラブの運営に関しては、平成27年3月に国から「放課後児童クラブ運営指針」が出され、放課後児童健全育成事業の役割や支援の内容、運営体制、学校・地域との連携、安全対策など具体的な内容が示されておりますことから、本市におきましては、この指針に基づき、適切なクラブ運営を行ってまいりたいと存じます。</p>
7	<p>資料1-1 全体について</p> <p>1点がついている事業は今後どうするのか。（事業No.73 水産教室事業、事業No.222 待機児童対策事業）</p>	<p>【事業No.73 水産教室事業】 No.2回答参照</p> <p>【事業No.222 待機児童対策事業】 この事業は、県の要綱に基づき、私立保育所等に対し実施している事業でございますが、保育士の配置基準等に条件があり、事業者にとって利用しにくい事業になっております。今後、県に対し、条件の緩和などについて働きかけるとともに、事業者に対し、周知を行ってまいりたいと存じます。</p>
8	<p>資料1-1 44p 事業No.256 火災予防の推進（幼年・少年消防クラブの育成）について</p> <p>「火災予防の推進」から「防災教育の推進」とし、火災予防も含む大きな視点での現在の要請に添えてはどうか。</p>	<p>当該事業については、消防局として、幼少年期において火災予防意識の高揚等を図るために研修等を実施するものでございます。</p> <p>防災教育については、教育委員会や危機管理部門にも関係することから、互いに連携を図りながら各所属で対応してまいりたいと存じます。</p>

【議題2について】

1	<p>資料2-4 アンケート調査について</p> <p>在宅保育の家庭に向けての質問が薄いと感じる。</p> <p>仕事を持っていても、持っていないなくても産後1年は在宅で保育をしており、その期間の母子関係は産後鬱や、今月初めのニュースで報道された「妊産婦の死因は自殺がトップで産後鬱…」などを見ると、産後1年の間の親子の居場所の重要性等も検討できるような、質問項目を加えてほしい。</p>	<p>家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点の果たす役割が重要になっているものと認識しております。</p> <p>前回調査では、拠点の利用希望を尋ねる項目を設けておりましたが、今回の調査項目をどのように設定するかについては、支援会議の御意見も踏まえ、今後、検討してまいりたいと存じます。</p>
---	---	---